

建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行期日は、平成二十七年四月一日とすること。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項等に係る規定の施行期日は、平成二十六年九月二十日とすること。